

上司からの性暴力被害を告発してたたかう障がい者 里美さんを応援してください！

勤め先（JR西日本）の上司から性的暴行を受け、一人で裁判をたたかっている障がい者女性がいます。

多くみなさんのご支援によって控訴審を勝ちたいと願っています。注目と傍聴、ご支援をお願いします。



◆傍聴してください！ 11月4日（木） 午前10時
大阪高裁81号法廷（別館8階）

◆署名をお願いします！（別紙）

【事件の経過】 里美さん（兵庫県 現在36歳）は、JR西日本に「障がい者雇用促進」制度で採用された、1年更新の契約社員です。生まれつきの脳性麻痺で、四肢に障がい（重度1級）があります。パソコンが堪能で、男ばかりの現場で、事務仕事をしてきました。

事件がおきたのは、今から約3年前。会社の慰安旅行の帰りに、上司であるAに、強引にホテルに連れ込まれ、カミソリで脅されて性行為を強要されました（里美さんは、障がいゆえに、押し倒されたら自分で起きあがることは困難です）。事件後Aは、さも2人がつき合っていたかのように装うともに、「会社に言ったらお前の契約更新はないぞ」と里美さんを脅しています。Aの行為は、里美さんの障がいと、契約社員という会社での弱い立場を利用した、きわめて悪質なものです。

里美さんは一人で苦しんだ末、事件から半年後に、詳細を会社に告発しますが、会社のセクハラ対策室は、「そんな事実は無かった」と結論をだしました。里美さんは納得できず、一人で弁護士を捜しまわり、ようやく提訴にこぎつけました。

【一審判決の問題点】 ところが、今年6月に出された一審判決は、里美さんが半年間事件を告発できなかったことや、事件後かわされた一見「親しげ」なメールの内容などを理由に、加害者である上司の「合意の上だった」という言い分を認め、里美さん敗訴の判決を下しました。

この判決は、里美さんの障がいや、職場内での上下関係の圧力、性暴力被害女性のおかれた心理状況について考慮せず、加害男性や会社の言い分のみを採用したもので、性暴力、とくに障がいをもつ女性に対する性暴力を野放しにしかねないきわめて危険なものです。里美さんは、ショックでくじけそうになりながらも、「こんな事が許される世の中でいいのか？」という思いで控訴し、とことんたたかうことを決意しました。

【ご支援をお願いします！】 里美さんのたたかいは、契約社員などの弱い立場の女性や、障がい者の女性への犯罪など、闇に葬られてしまうことの多い、性暴力犯罪を明るみに出し、同じような境遇にいる女性たちに、大きな勇気と展望を開くものと思います。

里美さんは、被害女性の救済と同時に、加害者をなくすことにもつながれば、と事件の公表を決意し、支援を訴えています。多くみなさんが、里美さんのたたかいを支えるため、ぜひ署名のご協力と裁判の傍聴をお願いします。

里美さんの裁判を支える会（準備会） 〒561-0832 豊中市庄内西町2-12-22（奥村方）

連絡先 090-9718-1139（奥村） 090-3054-0947（高見）

（出ない場合は、留守電をお願いします。折り返しお電話させていただきます。）